

× − +

> < ∨

青少年のネット安全・安心講座

みんなの ネット モラル塾

トラブルや危険を防いで
スマートに使いこなそう！

👍 イイネ

デジタル技術が急速に発展する現代社会において、インターネットやSNSは私たちの生活に欠かせないものとなりました。これらのツールは学びや交流の機会を提供する大きな可能性を秘めています。

その一方で、個人情報の流出、ネットいじめ、著作権侵害など、様々な危険も潜んでいます。こうしたリスクから身を守り、安全かつ有益にデジタル世界と関わっていくためには、適切な知識と判断力を身につけることが不可欠です。

本テキストでは、インターネットを正しく理解し、安全に利用するための指針を提供します。SNSの特徴や個人情報の重要性、ネットトラブルの事例と対処法など、実践的な内容を網羅しています。

中高生の皆さんへ

インターネットの世界には気をつけなければいけないことがたくさんあります。ただし、それらを踏まえれば、楽しく便利で知的好奇心溢れるデジタル世界を最大限に活かすことができます。分からないことがあれば先生や家族に聞いてみてください。このテキストを通じてインターネットを味方につけてください。

保護者の皆様へ

私たち大人が育ってきた時代と異なり、今の子ども達はデジタル機器に囲まれた環境で育っています。是非このテキストを活用し、お子様が安全にデジタル世界を探索できるようサポートしていきましょう。保護者の皆様が知識を持つと同時に、お子様と対話を重ねることで、何か起きた時にお子様が相談してくれる存在であることも大切です。実際にトラブルが起きた時に相談・通報する窓口の情報も掲載しておりますので、適切に対応するための参考にして下さい。

テクノロジーの進化は継続しており、今後も新たな危険や問題が出てくるかもしれません。日頃からデジタル世界での体験や疑問を親子で共有し合い、一緒にルールを作りながら、お互いに使い方をチェックし合うのも良いでしょう。賢く豊かなデジタルライフを送れることを心から願っています。

監修：愛知淑徳大学 人間情報学部 教授 佐藤朝美

目次

1. はじめに	2	5. ネットのトラブル事例	12
2. 情報モラルの必要性	3	⑦ 悪ふざけなどの不適切な投稿	
3. SNSの特性と5大ネットトラブル	4	⑧ 鍵アカからプライベート画像が拡散	
4. あなたの現状とあなたの未来	5	気がつかないうちに依存・高額課金	14
5. ネットのトラブル事例	6	⑨ 目的なくダラダラとショート・リールを見続けてしまう	
子どもを狙った重大犯罪事例		⑩ オンライン決済は、支払っていることを感じにくい	
① 犯罪加担「闇バイト」	6	6. 情報モラルに関するグループワークをやってみよう	16
② 犯罪被害「自画撮り」		7. 保護者の皆さまへ	18
名誉毀損や侮辱罪に問われることも	8	・ 家庭でのルール作りのポイント ・ 条例等	
③ 言葉は時に凶器になる		・ フィルタリング ・ 家庭での具体策	
④ アスリートへの心ない言葉		8. インターネット利用時の家庭のルール	20
ネットにあげた情報は取り戻せない	10	9. インターネットに関わる法律と相談・通報窓口	22
⑤ 個人の尊厳や権利を損ねる、写真や動画の投稿		10. ネットトラブルから身を守ろう	24
⑥ 誰もがターゲット、アカウント乗っ取り・個人情報漏えい			

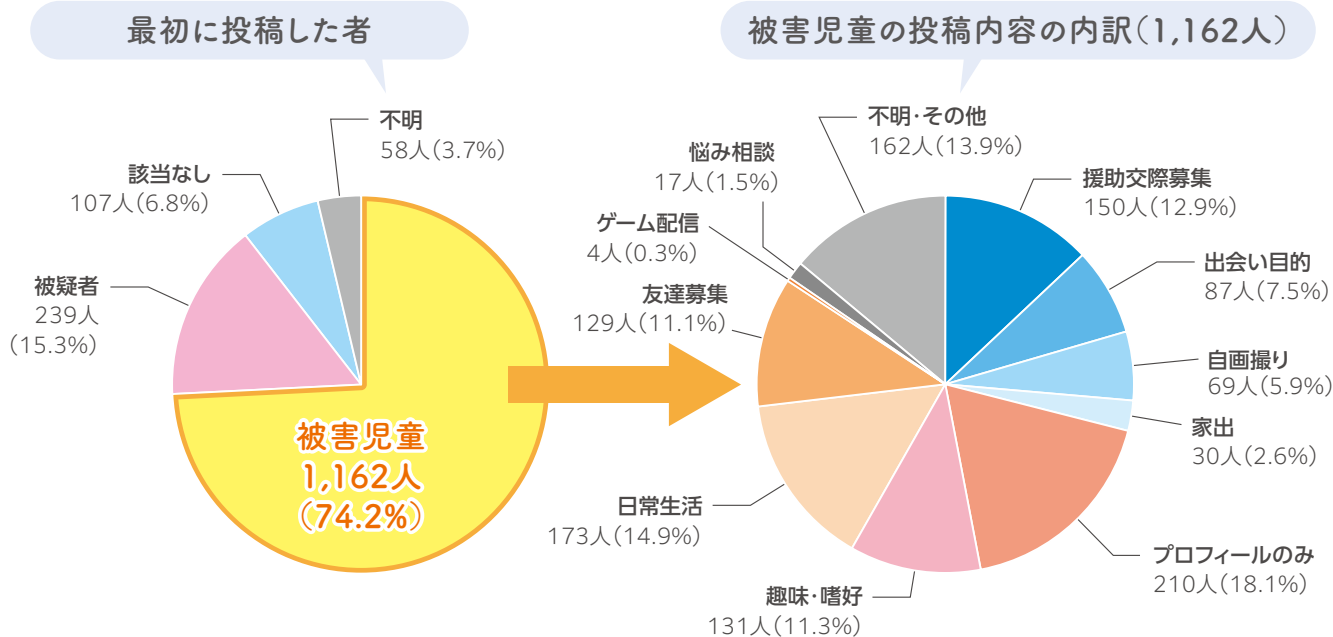
2 情報モラルの必要性

中高生の46%がインターネットで何らかのトラブルに遭遇しています。中でもSNSを通じたトラブルが多く、特に児童ポルノの検挙件数や被害児童数は増加傾向にあります。

また、下のグラフにもあるように、SNSに起因する事犯の中で被害者自らの投稿がきっかけとなったものが約70%以上を占めています。不用意な投稿を避けるためにも、インターネットの知識やモラルの習得が重要です。

SNSに起因する事犯

最初に投稿した者と投稿内容の内訳



※SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの

※SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

令和7年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約7割。その投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくいものが約半数

出典：令和7年警察庁統計「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」

インターネットを賢く使う

● 犯罪リスクを察知：SNSを通じた自画撮り被害、闇バイト、連れ去り など

高校生の20.6%がネットで知り合った人と実際に会った経験があります。知らない人と接触するリスクについて理解することが重要です。

● 適切な行動：誹謗中傷、悪ふざけ投稿、ネット依存、高額課金 など

発信した情報は世界中の人が目にする可能性があります。その危険を知り、過度にネットの情報に依存することなく、生活や学業に支障が出ないようにするためのルール作りが必要です。

● 責任ある利用：肖像権、著作権、個人情報、プライバシーの権利 など

法律についての知識も含め、自分や他人の権利を尊重し、適切な情報発信を行うための意識を高めることが大切です。

3

SNSの特性と5大ネットトラブル

SNSは世界中の人とつながる便利なツールです。しかし、使い方によっては意図せずトラブルを起こしてしまうこともあります。SNSの特性を知って賢く利用しましょう。

拡散性

情報は、瞬時にインターネット上に広がります。面白い写真や動画を投稿すれば、多くの人に見てもらえますが、一度広がった情報は、完全に消すことはできません。



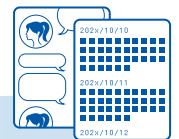
匿名性

本名でなくても利用できるため、気軽に思いや考えを発信できます。しかし、匿名だからといって何を書いてもいいわけではありません。人を傷つけるような投稿は、現実世界と同じように大きな問題になる可能性があります。



記録性

投稿した情報は、完全に消すことはできません。場合によっては「楽しい思い出」が、将来、就職活動などで不利になることもあります。軽い気持ちで投稿した内容が、自分の将来に悪影響を残さないように注意が必要です。



犯罪被害



いじめ



個人情報漏えい



不適切投稿



依存



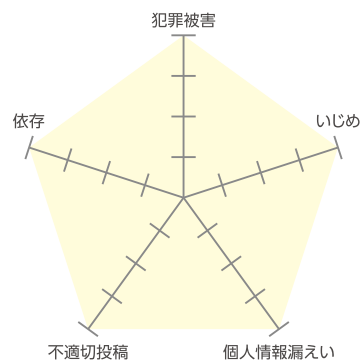
4

あなたの現状とあなたの未来

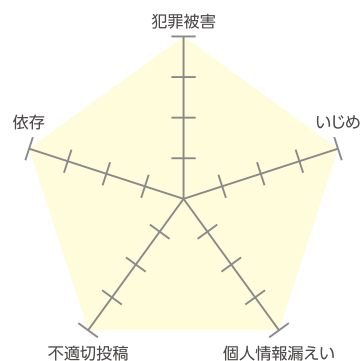
あなたと保護者のネットモラルの現状を確認しましょう。

種類	設問	あなた	保護者
犯罪被害	ネットで知り合った相手に写真や動画を送らない	☐	☐
	ネット上の怪しい勧誘や詐欺の手口を3つ以上知っている	☐	☐
	金銭要求や脅迫された時の相談窓口を知っている	☐	☐
	秘匿性の高いアプリは闇バイトで使われることを知っている	☐	☐
いじめ	ネット上で他者を傷つける発言や行動をしない	☐	☐
	いじめや誹謗中傷が法的措置に発展することを理解している	☐	☐
	嫌がらせや誹謗中傷を受けた時の、証拠の残し方を知っている	☐	☐
	いじめ行為は、加害者以外の観衆、傍観者も当事者だと思う	☐	☐
個人情報漏えい	サービスの利用規約やプライバシーポリシーを確認している	☐	☐
	個人情報がどのように悪用されるかを理解している	☐	☐
	SNSなどで他人のプライバシーを侵害しないようにしている	☐	☐
	スマホで撮った写真には、位置情報が付くことを知っている	☐	☐
不適切投稿	投稿内容が他人を不快にさせないか、投稿前に見直している	☐	☐
	ネットに投稿した情報は永続的に残ることを理解している	☐	☐
	制服姿などの個人が特定されうる画像や情報は投稿しない	☐	☐
	鍵アカでもシェアやタグ付けで拡散することを理解している	☐	☐
依存	トイレ、お風呂、食事中や寝る前にはスマホを使用しない	☐	☐
	ゲームや動画視聴を言われなくても自分の意志でやめられる	☐	☐
	一日の利用時間や夜から朝の休息時間を決めて守っている	☐	☐
	家族や友人と過ごす時間を大切にしている	☐	☐

あなたのモラル度



保護者のモラル度



皆さんが大人になってどんな職業に就こうとも、デジタルスキルは不可欠です。例えば、AIに企画書を依頼したり、新商品のマーケティングを任せたり。また、様々なサービスを活用して、店舗デザインの提案、試合内容の分析、個々のニーズに応じた教育、創作物のプロトタイプ作成など。プライベートでも、あなたの生活を豊かにしてくれるでしょう。ただし、モラルを伴った利用が前提となります。

《 さあ、この無限の可能性を秘めたツールやテクノロジーを、あなたはどんな目的で使いますか？ 》

こんな目的で使っている

あなたが描く
そう遠くない
自分の未来

こういう使い方をする大人には
なりたくない



5

ネットのトラブル事例 こどもを狙った重大犯罪事例

事例
1

犯罪加担「闇バイト」

SNSで見かけたり、DMで誘われたり、あるいは知人から紹介されたアルバイト。それらは、違法な行為をさせる『闇バイト』の可能性があります。気づかぬうちに犯罪に加担させられ、あなたの将来に重大な影響を与えてしまうかもしれません。



逮捕されるまで辞められない! 闇バイトの勧誘手口

バイトを検索・求人やDMから問い合わせ

連絡があり、匿名性の高いアプリでやり取り

言われるがまま個人情報や身分証を送信

拒否すると犯行グループが個人情報を基に脅迫

簡単なアルバイトに興味ないですか? 😊是非ご参加してみてください。
1:スマートフォンでの簡単な操作だけです。
2: 日給は1万円から5万円です。
3: この仕事に興味がある方、または、参加したい場合は、カスタマーサービススタッフの
LINE ID: [redacted]
を追加して詳細を確認してください。

実際の勧誘メッセージ(SMS)

「個人情報をインターネットで晒す」「自宅に押しかけるぞ」「家族がどうなるかわからない」と言った脅迫を受け、辞めるに辞められなくなります。



Attention!

通常の求人を装った闇バイト募集もあります。

- ・ 高額ではなく、日給〇千円程度の報酬
- ・ 「コールセンター」「配送業務」など通常の業務内容
- ・ 「上場企業」や「行政の許可を得た業務」など「ホワイト案件」を謳う

重要

犯罪に巻き込まれそうになったり加担してしまったりしたら、すぐに警察に相談してください。いつの段階であっても、警察に相談することがあなたや家族を救うことになります。警察は相談を受けた「あなた」や「あなたの家族」を確実に保護します。

事例

2

犯罪被害「自画撮り」

SNSやオンラインゲームで知り合った人からの、「写真を送ってほしい」という要求に応じるのは大変危険です。送った写真が悪用され、思わぬ形で拡散されてしまう可能性があります。また、脅迫やなりすましの被害に遭うかもしれません。



見られるのは相手だけじゃない! 裸の画像を送らせる手口

SNSやオンラインゲームで知り合う

同世代や同性を装い、親しげに接近してくる

グルーミング(手なずける)

共通の話題を持ち出し、個人的な悩みを打ち明け合い、相談するなどして信頼関係を作る

最初はペットなどの写真から徐々にエスカレート

「写真の交換をしよう」「体型で悩んでいる」「誰にも見せない」などと言って画像を要求

「拡散するぞ」と脅され、さらに画像を要求

「ばら撒かれたくなければ金を払え」と金銭を要求される場合もある



Attention!

女子だけでなく、男子も気をつける必要があります。「女性から写真を送ってと言われて、送ってしまった」という事例もあります。

デジタルデータは簡単にコピーができます。一度ネットで送った画像データは取り戻すことはできません。

重要

『恥ずかしくて相談できない...』と一人で悩まずに、信頼できる大人や相談窓口に助けを求めてください。時間が経つほど被害が広がってしまいます。また、性的な画像を要求することは法律・条例で禁止されている「犯罪」です。

ネットのトラブル事例 名誉毀損や侮辱罪に問われることも

SNSは気軽にコミュニケーションがとれる便利なツールですが、画面の向こうにはあなたと同様に感情を持った他者がいます。

事例 3

言葉は時に凶器になる

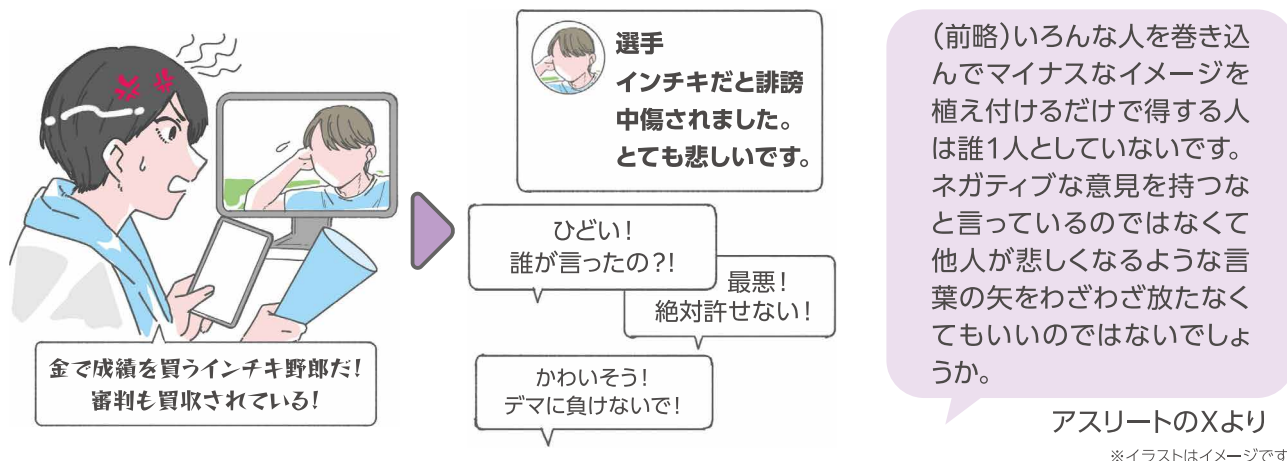
市立中学3年生の生徒はSNSいじめに苦しんでいました。加害生徒約20人からSNS上で「死ね」「ウザイ」と約60件の暴言を受けた生徒は、適応障害を発症し自ら命を絶ちました。遺族は、市と同級生に対し損害賠償を求める訴えを起こしました。
(2024年8月のニュースから)



事例 4

アスリートへの心ない言葉

2024年8月、日本オリンピック委員会は緊急声明を出しました。その内容は次のようなものでした。
「SNS等を通じた皆さまからの激励・応援メッセージは、アスリート、監督・コーチへの大きな力となっています。その一方で、心ない誹謗中傷、批判等に心を痛めるとともに不安や恐怖を感じることもあります。(中略) なお、侮辱、脅迫などの行き過ぎた内容に対しては、警察への通報や法的措置も検討いたします。(後略)」



Check

特定の個人を誹謗中傷する内容の投稿をリポスト(再投稿や共有)した人に対しても、名誉毀損が認められ、損害賠償が命じられました。SNSでの拡散行動にも責任が問われます。

//💡 考えてみよう! //

その言葉、誹謗中傷です

中傷の種類	刑事告訴・民事訴訟にあたる言葉の例
脅迫、恐喝	「殺す」「死ぬ」「金を持ってこい」
侮辱的、攻撃的	「バカ」「きもい」「ゴミ」「ウザイ」
容姿や人格否定	「性格が最低」「猿みたいな顔」
親族や組織への悪口	「〇〇部はクズの集まり」「親が最悪」
差別的な内容	「〇〇のくせに」「〇〇人は国に帰れ」
不幸を望む、呪う	「車にひかれろ」「いつ死にますか？」
排除表現	「お前の話は聞かない」「学校来なくていいよ」
嘘の情報	「反社と繋がっている」「ゴミ屋敷」
性的表現	「裸の写真を送れ」「男なの?女なの?」

参考：我が国における誹謗中傷の実態調査 2023年4月 国際大学GLOCOM

事例3 何が問題だった?

事例4 何が問題だった?

事例3 どうすればよかった?

事例4 どうすればよかった?

ネットの トラブル事例 ネットにあげた情報は取り戻せない

インターネットは、誰もが情報発信できる便利なツールです。しかし、その手軽さゆえに、意図せず他人の権利を侵害してしまうケースも少なくありません。

事例
5

個人の尊厳や権利を損ねる、写真や動画の投稿

日本国憲法第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

A 無許可で写真投稿



SNSでの写真無断掲載は、肖像権、プライバシー権などの人格権を侵害する違法行為

B 歌ってみた・踊ってみた



JASRAC※1が管理する楽曲は、各管理団体と契約しているサービス※2の中では使えるが、音源には別の権利がある

C 自分のプロフィール画像にアーティストの写真



SNSのプロフ画像のようにネットにアップロードされるものは許諾が必要

※1 日本音楽著作権協会の略称。演奏・放送・録音・ネット配信などにおける音楽の著作権を管理する団体。
※2 利用許諾契約を締結している動画投稿サイト、ブログ等は、二次元コードから確認(逐次更新)。



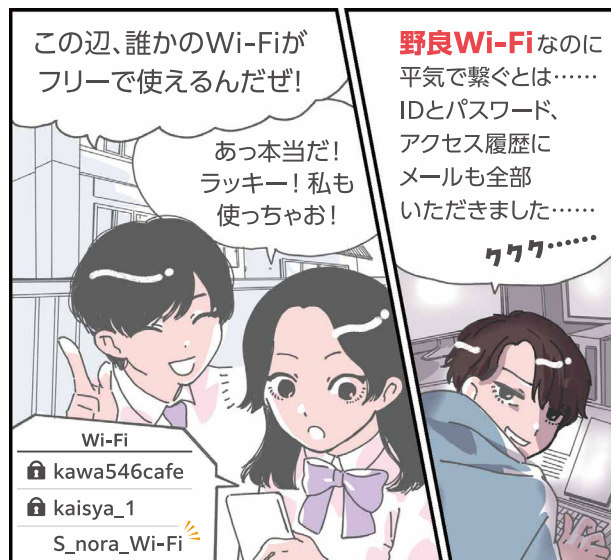
事例
6

誰もがターゲット、アカウント乗っ取り・個人情報漏えい

IDとパスワードを推測され、乗っ取り被害



セキュリティのないフリーWi-Fiは危険



//💡 考えてみよう! //

その投稿、権利侵害になっていませんか

肖像権：個人の人格権の一つであり、自分の姿を勝手に利用されることへの法的保護です。これは、写真だけでなく、絵画、彫刻などの視覚的な表現も含まれます。例えば、あなたが友達の写真を撮ってSNSに投稿する場合、友達がその写真の公開を許可していなければ肖像権の侵害になります。

著作権：創作的に表現した著作物に対して与えられる権利です。音楽、絵、文章、コンピュータプログラムなど、創作された全ての作品には「著作権」があります。例えば、誰かが描いたイラストや撮った写真もその人の著作物です。また、AIが生成したコンテンツを利用する場合、ライセンス違反とならないように利用規約を確認する必要があります。

個人情報：生存する個人の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、その他のその個人に関する情報であって、その情報単独により特定の個人が識別できるもの、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものをいいます（個人情報保護法に基づく定義）。

プライバシー：自分の個人情報や生活に関することを、他人に知られたり干渉されたりしない権利のことです。つまり、自分の考えや行動に対し、他人からの介入を避けることができる状態を指します。本人が知られたくないことを公開するのは、プライバシーの侵害になる可能性があります。

事例5 何が問題だった？

事例6 何が問題だった？

事例5 どうすればよかった？

事例6 どうすればよかった？

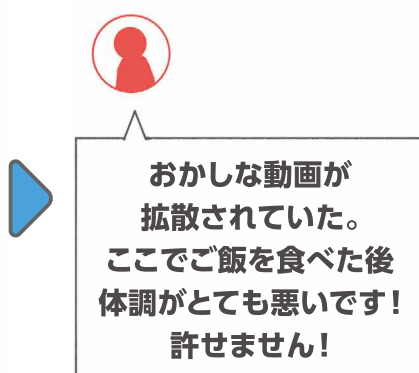
ネットの トラブル事例 ネット上に残り続け、将来に関わることも

投稿は、良くも悪くもあなた自身を映す鏡です。どんな自分を発信したいですか？ 友達だけでなく多くの知らない人が見ていることも常に意識しましょう。

事例
7

悪ふざけなどの不適切な投稿

身内だけに見せるつもりが拡散し、大炎上することもある不適切な写真や動画。一度ネット上に広まった投稿は完全に消すことはできません。就職活動の際に過去の投稿を調べられ不採用になった事例もあります。



事例
8

鍵アカからプライベート画像が拡散

特定の人だけにしか見られない非公開アカウントであっても、完全に秘密を守ることとはできません。フォロワーがスクリーンショットを撮ったり、タグ付けしたりすることで、あなたの投稿が外部に漏れる可能性があります。



テストが終わって 彼氏と仲良しプリクラ



鍵アカの友だちだけに 見せちゃお♪



制服姿のネット投稿は禁止 されているため学校は停学に

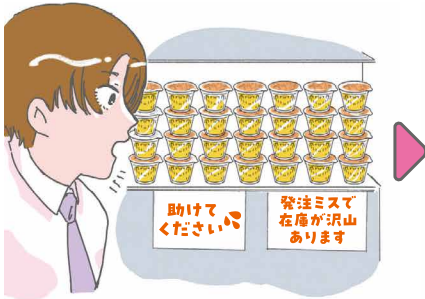
Check

ネットの記録性により、発言や画像が永久に残ることを「デジタルタトゥー」と言います。これは、良い実績を広めるチャンスにも、一度の過ちが一生自分を苦しめるというリスクにもなり得ます。

好例

拡散が生協職員を救った!?「プリン騒動」

京都の大学生協で、プリンを20個発注するところ、職員のパソコン入力ミスで4,000個を発注してしまいました。開店早々、「大変な発注ミスをしてしまいました」と張り紙を掲示。事情を知った学生が、山のように積まれたプリンの写真と一緒にSNSで情報拡散を呼びかけたところ、次々とリツイートされ、一気に拡散。近隣大学生も訪れ、4,000個のプリンはい日完売しました。
(2012年11月のニュースから)



//💡 考えてみよう! //

事例7 何が問題だった?

事例8 何が問題だった?

事例7 どうすればよかった?

事例8 どうすればよかった?

ネットの トラブル事例 気がつかないうちに依存・高額課金

スマホを見続けてしまう。ゲームのやめ時がわからない。「限定」「レア」という言葉に弱い。これらは、人間の脳の仕組みを利用した、巧妙なマーケティング戦略です。

事例
9

目的なくダラダラとショート・リールを見続けてしまう

SNSや動画サイトは、あなたの行動パターンや興味関心を推測・学習し、より多くの時間を費やしたくなるようなコンテンツを次々と表示します。しかし、過度な画面視聴は睡眠不足を招き、不規則な生活に陥ることでメンタルヘルスに悪影響を及ぼす可能性があります。



事例
10

オンライン決済は、支払っていると感じにくい

A オンラインゲームでレアアイテムが出るまで「ガチャ」をやったり続けた



ガチャはギャンブルの勝ち負けと同様で、ゲームへの依存性が高まる傾向がある

B アダルト広告をタップしたら「登録完了」と不当請求の画面が表示された



不当請求に対して、決してお金を支払ったり、解約手続きなどの連絡をしたりしない

C 推しのライブ配信で、コメントを読んでほしくて高額スパチャ(投げ銭)をしていた



キャリア決済の場合、請求・支払いを家族でまとめていると高額課金に気づきにくい

//💡 考えてみよう! //

スマホ依存・ゲーム依存のサイン

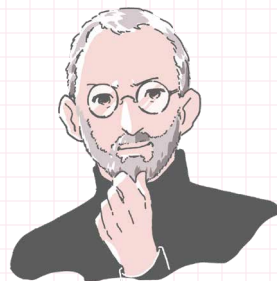
確認しよう

- ☐ スマホに触れない時間は通知が来ていないか気になってしまう
- ☐ 課金の金額が1回単位や月単位で徐々に増えている
- ☐ 肩や首に痛みがあり、「ストレートネック」と言われた
- ☐ ショート動画を何気なく見ている、気がついたら1時間以上経っている
- ☐ 物にあたったり、家族に暴言を吐いたりしてしまう
- ☐ 食事が不規則になったり、自室で過ごす時間が長くなったりしている

「ドーパミン」、「エンドルフィン」を調べてみよう

有名なエピソード

Apple社のスティーブ・ジョブズ氏は自分の子供にはiPadに触る時間を厳しく制限していました。Microsoft社のビル・ゲイツ氏も自分の子供が14歳になるまでスマホを持たせませんでした。インターネット社会の創始者たちは、ネットのポジティブな影響もネガティブな影響もよく理解していました。



事例9 何が問題だった?

事例10 何が問題だった?

事例9 どうすればよかった?

事例10 どうすればよかった?

6

情報モラルに関するグループワークをやってみよう

それぞれの項目について、まずは自分で考えたあと、他の人の考えも聞いてみましょう。

目的

- **アウトプット**: 目に見える形にすることで潜在意識を顕在意識にする
- **コミュニケーション**: 互いの考えを共有し、新しい視点を発見する

視点

- インターネットを利用する目的は何か
- 自分ができること、したくてもできないこと、なぜできないのか

A ネットトラブルに関してよく言われる3つの言葉について考えます。

ワーク1 「1回だけのつもりだった」 なぜ、1回だけと思いながらやってしまうのか？

- なぜ、1回で済まなくなるのか？

自分の考え：

他の人の考え：

ワーク2 「バレないと思った」 なぜ、バレないと思うのか？

- なぜ、バレてしまうのか？

自分の考え：

他の人の考え：

ワーク3 「マズかったら消せばいい」 なぜ、わかっているながらやるのか？

- なぜ、完全には消せないのか？

自分の考え：

他の人の考え：

B ネットを上手に使うにはどうしたらよいかについて考えます。

ワーク1

- ネットいじめや誹謗中傷をどこで見かけますか？

自分の考え：

他の人の考え：

- ネットいじめや誹謗中傷を見たらどうしますか？

自分の考え：

他の人の考え：

ワーク2

- スマホ依存・ゲーム依存になるとどのようなことで困ると思いますか？

自分の考え：

他の人の考え：

- スマホ依存・ゲーム依存にならないためにはどうしたらよいですか？

自分の考え：

他の人の考え：

ワーク3

- AIがあなたに与える良い影響は何ですか？

自分の考え：

他の人の考え：

- AIがあなたに与える悪い影響は何ですか？

自分の考え：

他の人の考え：

ここで出た考えを、【8.インターネット利用時の家庭のルール】の参考にしましょう。

7

保護者の皆さまへ

インターネットでは常に新しいサービスがリリースされ、大人よりも子どもの方が詳しいのが現状です。しかし、社会経験の浅い子どもたちにインターネットの利用をすべて任せるのは、保護者としては避けたいものです。監視するのではなく、利用状況を把握するために、日頃から子どもとの対話を心がけましょう。

家庭でのルール作りのポイント

以下を参考に、お子様と一緒に考えご家庭に合ったルールを作りましょう。

①利用時間と場所

1日の利用時間を決めます。例：平日2時間、休日3時間、22時以降は利用不可など。利用場所や就寝時の充電はリビングなどの共有スペースにします。

②アプリやサービスの利用

必ず年齢制限と利用規約を確認させます。アプリのインストールは保護者に通知が届く設定にします。



ゲームソフトのレーティング表示の例

③コミュニケーションマナー

- ・食事中はスマートフォンを触らない
 - ・大切な話は直接会って話す
 - ・話しかけられたらスマートフォンを置いて会話をする
- コミュニケーションマナーは保護者が手本となり子どもに身につけさせます。

④ルール違反への対応

ルールを守れなかった場合は、一定期間スマートフォンの利用を禁止するなどのペナルティを設けます。ルール違反の原因を子どもと話し合い、必要に応じてルールを見直します。

条例等

愛知県青少年保護育成条例 ◎ 第18条の2 保護者等の青少年有害情報の閲覧等の防止義務

青少年がインターネットを利用する際に、フィルタリングを活用するなどして、青少年有害情報の閲覧等をさせないように努めなければならない。

青少年インターネット環境整備法 ◎ 第6条 保護者の責務(平成30年2月一部改正施行)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

- ・ 青少年のインターネット利用状況を適切に把握する。
- ・ フィルタリング等の利用により、青少年のインターネット利用を適切に管理する。
- ・ 青少年がインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- ・ 不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する。

回線契約時の保護者の役割

携帯電話会社や格安スマホ会社(MVNO)と契約代理店には、新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のような義務があります。

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満が確認

18歳未満が使用者である旨を申し出る

フィルタリング説明

- ① 青少年有害情報を閲覧するおそれ
- ② フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明

フィルタリングの説明を受ける

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、契約時にフィルタリングやOS※の設定を行う

フィルタリングやOS※の設定を行う

※パソコンやスマホを動かす基本ソフト。iOS、AndroidなどOSにより機能や操作方法が異なります。

フィルタリング

フィルタリングは青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。携帯電話事業者をはじめ各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭のルールに応じてカスタマイズすることが可能なものもあります(総務省)。

主なフィルタリングサービス

※使用される機種によって機能が異なる場合があります。
※2024年6月公表時点での情報です(総務省)。

サービス名	ファミリーリンク	スクリーンタイム	あんしんフィルター
提供企業	Google	Apple	各携帯電話事業者
使用料	無料	無料	無料
合計利用時間制限	○	○	各携帯電話事業者によってサービスが異なります
利用時間帯制限	○	○	
アプリインストール制限	○	○	
アプリ内課金制限	○	○	
位置情報確認	○	○	—
その他の特徴的な機能	指定エリアへの到着通知	画面と目の距離を検知	

保護者	お子さま	利用サービス
iPhone	iPhone	スクリーンタイム
iPhone	Android	ファミリーリンク
Android	iPhone	市販アプリなど
Android	Android	ファミリーリンク

小学生	中学生	高校生	大学生
知識・モラル・危機回避能力			
フィルタリング・機能制限・家庭のルール等			

学齢期に合わせて適切なフィルタリングや家庭のルールをお子様と一緒に話し合しましょう。

➡【8.インターネット利用時の家庭のルール】

家庭での具体策

保護者が手本と
なりましょう

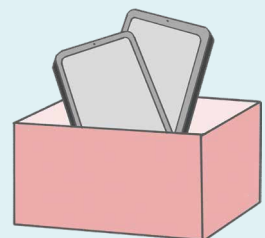
スマートフォンは 借り物

スマートフォンは、子どもが親に借りているものであり、所有権は親にあることを伝えます。



家族ボックス

一つの箱にスマートフォンを入れて、家族全員で使わない時間を決めます。



利用場所はリビング

大人も子どもも利用場所と充電は共有スペースのみとします。



SNSは家族から

子ども同士で始める前に、まずは家族だけでつながり、使い方を確認します。



8

インターネット利用時の家庭のルール

ネットトラブルにならないために、家族で話し合いルールを決めましょう。

私がインターネットを利用する目的：

- ・
- ・
- ・
- ・

利用する時間： ・ 学校がある日 ~ ・ 学校がない日 ~

休憩時間： ・ 翌日学校がある日 ~ ・ 翌日学校がない日 ~

利用する場所：

利用しない場所：

私がトラブルに遭った時、トラブルを起こしてしまった時に相談する人：

誰かの不適切な使い方を見かけたときの私の行動：

ルールが守れなかったときの対応：

保護者のルール：

保護者が子どもの手本となる使い方をしましょう



被害者・加害者にならないために、具体的にどんなことに気をつけますか？

闇バイト・自画撮り被害

SNSいじめ・誹謗中傷

肖像権侵害・個人情報漏えい

悪ふざけ投稿・デジタルタトゥー

スマホ依存・高額課金

9

インターネットに関わる法律と相談・通報窓口

不用意なネット利用は、以下の法律に違反する可能性があります。確認しておきましょう。

1. 著作権法

他人の著作物である音楽、動画、小説、イラストなどを、許可なく複製・頒布する行為は著作権法違反となります。簡単に複製できるとしても、自由に使うことはできません。

罰則：10年以下の拘禁刑または1,000万円以下の罰金



2. 名誉毀損罪・侮辱罪

SNSや掲示板などで、他人の悪口を書いたり、嘘の情報を流したりして、相手の評判を落とす行為は、名誉毀損や侮辱罪にあたります。匿名で書き込んでも、身元は判明します。

罰則：名誉毀損罪 … 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

侮辱罪 … 1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金または拘留若しくは科料



3. 不正アクセス禁止法

他人のコンピュータやアカウントに、許可なくアクセスする行為は違法です。友達のパスワードを推測して、勝手にログインしてはいけません。

罰則：不正アクセス行為 … 3年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

取得・なりすましなど … 1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金



4. 詐欺罪

他人を騙し金品や個人情報などを盗み取る行為は、詐欺罪にあたります。闇バイトでの受け子やかけ子に関わったとして、未成年者が逮捕される場合があります。

罰則：10年以下の拘禁刑



5. 業務妨害罪

店などでの迷惑行為は営業妨害となり違法です。損害賠償を請求される可能性もあります。また、「動物園からライオンが逃げた」「〇〇レストランでG大量発生！」など、悪ふざけで嘘の情報をSNSに投稿した場合は偽計業務妨害として逮捕される場合があります。

罰則：3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金



6. 賭博罪、常習賭博罪

海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博をすることは犯罪です。

罰則：賭博罪 … 50万円以下の罰金または科料

常習賭博罪 … 3年以下の拘禁刑



7. 情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制限法)

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害などの問題に対処するために、大規模なプラットフォーム事業者に対して削除対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付ける法律です。被害者はプラットフォーム事業者に対して投稿者の情報開示請求をすることができます。

損害賠償請求(数十万円から数千万円になることも)



インターネット上で法律違反をすると、未成年者でも罰せられます。



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルノ、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

心のSOS まもろうよこころ(厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




どうしたらよいか
分からない

ネット上の
書き込み・画像を
削除したい

書き込んだ相手に
損害賠償を
求めたい

身の危険を感じている／
脅迫されている・犯人の捜査、
処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス
www.houterasu.or.jp
 ☎0570-078374
 問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。




サイバー犯罪の情報提供、相談窓口
警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口
www.npa.go.jp/cyber/soudan.html




ネットトラブルの
専門家に
相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

プロバイダ等に削除を
促してほしい(民間機関)

有害情報も
通報したい
(民間機関)

迅速な助言

**違法・有害情報
相談センター
(総務省)**



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

**人権相談
(法務省)**



☎0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務省が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請[※]を行います。
 ※削除要請は専門的な知見を有する法務省が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



**プロバイダへの連絡
誹謗中傷
ホットライン**



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



セーフター
インターネット
協会

**迅速な削除の要請
セーフライン**



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。



**サイトへの削除依頼
インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)**



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

10 ネットトラブルから身を守ろう

ネットトラブルから身を守るにはフィルタリングに加え、危険なサイトを自ら察知する能力が重要です。また被害を受けた時は、自分だけで解決しようとせず、必ず保護者や専門家に相談しましょう。

危険なサイト・アプリの例

- **ワンクリック詐欺サイト**
クリックするだけで高額な料金を請求される。
- **フィッシング詐欺サイト**
本物そっくりの偽サイトで、IDやパスワードなど個人情報を入力させる。
匿名性の高いコミュニケーションアプリ
- 通信履歴を自動的に消去するメッセージングアプリは、闇バイトなど犯罪の温床になっている。
オンラインカジノ
- オンライン上でゲームなどを行い、その結果に対して現金・暗号資産・電子マネーなどを賭けるもの。スロットゲームだけでなく、パズルゲーム、格闘技、スポーツの勝敗を競うものなど、さまざまな種類があり、日本からアクセスして賭けると犯罪となる。

これらのサイトにアクセスしてメッセージが届いたり電話が来たりしても、絶対に個人情報や身分証を送ってはいけません。

被害を受けた時の対応例

- **証拠を残す**
画面をスクリーンショットで保存する。
- **専門家に相談する**
自分で解決が難しいと感じたら、必ず保護者に伝え警察や弁護士に相談する。
加害者に直接連絡しない
- 連絡をさせて電話番号やメールアドレスなど個人情報を入手することが目的の場合もある。

時間が経てば経つほど、インターネットのトラブルは解決が難しくなります。なるべく早く信頼できる大人に相談しましょう。

愛知県の相談窓口

悩みやいじめ

ヤングテレホン(愛知県警察)

TEL:052-764-1611 電話相談
少年の悩みごとや困りごとに関する相談
月～金/9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)
Eメール相談は愛知県警察ホームページ
上の入力フォームからご利用ください。



子どもSOSほっとライン24(愛知県教育委員会)

TEL:0120-0-78310
22:00～翌朝10:00は、いじめや交友関係
トラブルの相談専門



SNS相談窓口「あいちこども相談」

LINE相談 LINE ID: @aichi-kodomosoudan
対象者: 県内公立小中学校の小学4年生～
中学3年生までの児童生徒
毎週火・木・日/16:00～22:00
※5月の大型連休前後(4月末～5月中旬)、
夏休み明け前後(8月下旬～9月上旬)、
冬休み明け前後(1月初旬～中旬)は毎日相談できます。



消費者トラブル

愛知県消費生活総合センター

TEL:052-962-0999
月～金/9:00～16:30 土・日/9:00～16:00
(祝日・年末年始を除く)



犯罪被害 ※緊急の場合は110番

愛知県犯罪被害者支援 総合サイト



法律相談(愛知県弁護士会) 子どもの人権相談電話・面談(無料)

TEL:052-586-7831
毎週土曜日(祝日・年末年始を除く)
9:20～16:25(受付は16:00まで)



被害少年相談電話(愛知県警察)

TEL:0120-7867-70
犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に関する相談
月～金/9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)



子どもの性被害110番(愛知県警察)

子どもの性被害に関する相談や情報提供
愛知県警察ホームページ上の入力フォームから
ご利用ください。



発行: 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課

監修: 愛知淑徳大学 人間情報学部 教授 佐藤朝美

制作: G&Dソリューションズ

グリーンシティケーブルテレビ株式会社、特定非営利活動法人デジタルライフサポーターズネット

改訂: スターキャット株式会社(2026年6月)

2026年6月発行